

第1 指導グループから

VI 指定基準・報酬に関すること

1 指定基準

指定基準について問い合わせが多い内容をまとめていますのでご確認ください。また、取扱いは現時点のものであるため、今後取扱いが変更となる場合があります。その際は、別途連絡します。

(1) 常勤の定義

| | | |
|------|---|------------|
| サービス | 共通 | |
| 項目 | 大項目 | 指定基準に関すること |
| | 小項目 | 常勤の定義について |
| 考え方 | 解釈通知第二の2において、「当該指定障害福祉サービス事業所等に併設されている事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。」とある中の「併設されている事業所」は、同一敷地内及び隣接している事業所をいうものとします。 | |
| 根拠条文 | 解釈通知第二の2 | |

(2) やむを得ない事由による欠如

| | | |
|------|---|--|
| サービス | 共通 | |
| 項目 | 大項目 | 指定基準に関すること |
| | 小項目 | サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者のやむを得ない事由による欠如について |
| 考え方 | 令和2年3月27日付浜健障第1424号のとおり、やむを得ない事由については本人の死亡、自然災害、失踪、事故、急遽の病気による休職・退職の場合とします。 また、急遽の病気による休職・退職については、診断書の内容により個別に判断します。 | |
| 根拠条文 | 令和2年3月27日付浜健障第1424号 | |

『付属資料』

令和2年3月27日付浜健障第1424号

浜健障第 1424 号
令和2年3月27日

障害福祉サービス等事業所 各位

障害保健福祉課長 田中孝太郎

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者のやむを得ない事由
による欠如について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者のやむを得ない事由による欠如に
ついて、以下のとおり取り扱いとする。

記

- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任のやむを得ない事由
- ・本人の死亡、自然災害、失踪、事故、急遽の病気による休職・退職
 - ・急遽の病気による休職・退職につきましては、診断書の内容で確認

上記の取扱いは、令和2年4月1日とする。

【告示】

※厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者
として厚生労働大臣が定めるもの等」一のへ

※厚生労働省告示第110号（平成31年3月29日号外）「障害児通所支援又は障害児入
所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」の七

| |
|---|
| 連絡先 浜松市役所 障害保健福祉課 指導・相談グループ ☎457-2860 |
|---|

(3) 機能訓練担当職員の基準職員への算定

| | | |
|------|--|-------------------|
| サービス | 児童発達支援、放課後等デイサービス | |
| 項目 | 大項目 | 指定基準に関すること |
| | 小項目 | 機能訓練担当職員の基準職員への算定 |
| 考え方 | <p>事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に置く機能訓練担当職員について、支援を行う時間帯を通じて専ら支援を行う場合は、基準人員（児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者をいう。）の合計数に含めることができます。</p> <p>ただし、主として重心児の受入れを行う事業所は対象外です。</p> | |
| 根拠条文 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第2項、第66条第2項 | |

(4) 児童指導員の要件

| | | |
|------|---|--------------|
| サービス | 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設 | |
| 項目 | 大項目 | 指定基準に関すること |
| | 小項目 | 児童指導員の要件について |
| 考え方 | <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条第1項各号において示されています。なかでも同条第1項第8号及び第10号の児童福祉事業については、平成30年3月16日付浜健障自第1378号のとおり、児童福祉法第6条の2の2第1項及び第7条第1項に規定されている事業とします。</p> <p>また、平成31年4月1日から幼稚園の教諭の免許状を有する者も児童指導員になることができるようになりました。</p> | |
| 根拠条文 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条 ・平成30年3月16日付浜健障自第1378号 ・児童福祉法第6条の2の2第1項及び第7条第1項 ・平成31年2月15日付子発0215第2号、障発0215第5号 | |

『付属資料』

- ・平成30年3月16日付浜健障自第1378号
- ・平成31年2月15日付子発0215第2号、障発0215第5号

浜健障自第 1378 号
平成 30 年 3 月 16 日

浜松市
各指定障害福祉サービス事業者 様
各指定障害者支援施設 様
各指定障害児通所支援事業者 様
各指定障害児入所施設 様
各指定一般・特定・障害児相談支援事業者 様

浜松市障害保健福祉課
自立支援担当課長

障害児通所支援事業における児童指導員の資格要件に係る実務経験について

日ごろ、本市の障害保健福祉施策に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 4 月から「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」が一部改正され、放課後等デイサービス事業においては、児童の直接支援にあたる従業者について、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないとされ、人員に関する基準が厳格化されたところです。

今般、障害児通所支援事業の児童指導員の資格要件にかかる児童福祉事業での実務経験について、「児童福祉事業」の考え方を整理しましたので、下記のとおり周知いたします。

記

本市の障害児通所支援事業においては、児童指導員の資格要件にかかる児童福祉事業について、児童福祉法第 7 条第 1 項に定める児童福祉施設としていたが、同法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定されている障害児通所支援事業での障害児等への直接支援(生活指導、生活支援等)の実務経験を含めることとします。

なお、本件の適用開始日は平成 30 年 4 月 1 日とし、適用開始後も事業所におかれましては、支援における質の確保及び向上に努めていただきますよう申し添えます。

担当
浜松市障害保健福祉課
指導・相談グループ
TEL 457-2860

児童福祉事業について

当市において障害児通所支援事業における児童福祉事業とは、児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設と、同法第6条の2の2第1項に規定されている事業とする。

○児童福祉法第7条第1項

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

○児童福祉法第6条の2の2第1項

障害児通所支援事業（児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業）

子 発 0215 第 2 号
障 発 0215 第 5 号
平成 31 年 2 月 15 日

各

| |
|--------|
| 都道府県知事 |
| 指定都市市長 |
| 中核市市長 |

 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について
(施行通知)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 31 年厚生労働省令第 15 号。以下「改正省令」という。)が、本日公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとしている。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第 1 改正の趣旨

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 45 条第 1 項において、都道府県は、同法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされている。また、同条第 2 項において、当該条例を定めるに当たっては、児童福祉施設に配置する従業者及びその員数等については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については当該基準を参酌するものとされている。

当該基準として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「基準省令」という。)が定められているところ、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定)に基づき平成 30 年度に行われた地方公共団体からの提案(以下「提案」という。)等を踏まえ、基準省令について所要の見直しを行うものである。

第 2 改正の内容

(1) 児童指導員の要件の見直し

小学校、中学校等の教諭の免許状を有する者は児童指導員になることができる。提案を踏まえ、幼稚園の教諭の免許状を有する者を児童指導員にな

ることができる者に追加すること。

また、大学において社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者は児童指導員になることができるところ、当該大学に短期大学を含まないことを明確化するとともに、当該卒業した者には専門職大学の前期課程を修了した者は含まれないものとする。

(2) 心理療法担当職員等の要件の見直し

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の心理療法担当職員、福祉型障害児入所施設の心理指導担当職員並びに児童自立支援施設の児童自立支援専門員についても、大学において心理学を専修する学科等を修めて卒業した者であることが要件の一つであるところ、当該大学に短期大学を含まないことを明確化するとともに、当該卒業した者には専門職大学の前期課程を修了した者は含まれないものとする。

第3 運用上留意すべき事項

児童福祉法第45条第1項において、都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされており、本改正に伴う条例改正について適正かつ円滑に実施されたい。

第4 施行期日

平成31年4月1日

(5) 児童発達支援管理責任者の兼務

| | | |
|------|---|--------------------|
| サービス | 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設 | |
| 項目 | 大項目 | 指定基準に関すること |
| | 小項目 | 児童発達支援管理責任者の兼務について |
| 考え方 | <p>児発管の兼務の具体的な事例は資料1のとおりです。</p> <p>※資料1は取扱いの一例を示しているため、記載のない取扱いは担当までご相談ください。また、<u>兼務の取扱いを推奨しているものではありません。</u></p> | |
| 根拠条文 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(抄)問101 ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80条第1項 ・平24年障発0330第16第二(4)定員規模別単価の取扱いについて ・平18障発1031001第二(6)定員規模別単価の取扱いについて ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第215条第2項 | |

『付属資料』

資料1

| | 事例1 | 事例2 | 事例3 | 事例4 |
|-------|--|--|---|---|
| 状況 | 1つの障害児通所支援事業のみを行う事業所において、1人(常勤)が管理者と児発管を行う | 多機能型事業所(児童福祉法に規定の事業のみを行う)において、1人の児発管(常勤)が両サービスを兼務 | 多機能型事業所(総合支援法に規定の事業と児童福祉法に規定の事業を行う)において、1人の児発管(常勤)が両サービスを兼務 | 別々の場所にある障害児通所支援事業において、1人の児発管が両サービスを兼務 |
| イメージ図 | | | | |
| 兼務の可否 | 可能 | 可能 | 可能 ※児発管及びサビ管の配置として必要な実務経験を有していること | 不可能 ※2事業所の兼務では専従の要件を満たさないため |
| 報酬の算定 | 定員に応じて報酬算定 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80条第1項の従業員の員数の特例の活用のため、多機能型事業所の定員の合計数20人を定員としてそれぞれのサービスで報酬算定 | それぞれの定員に応じて報酬算定 | |
| 根拠条文 | 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(抄)問101 | <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80条第1項 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(抄)問101 平24年障発0330第16第二(4)定員規模別単価の取扱いについて | <ul style="list-style-type: none"> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第215条第2項 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(抄)問101 平18障発1031001第二(6)定員規模別単価の取扱いについて | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第6項、第66条第7項 |

(6) 基準職員の人数

| | | |
|-----------|---|-------------|
| サービス | 児童発達支援、放課後等デイサービス | |
| 項目 | 大項目 | 指定基準に関すること |
| | 小項目 | 基準職員の人数の考え方 |
| 考え方 | <p>指定基準にある「事業所の単位ごとに※₁その提供を行う時間帯を通じて専ら支援の提供に当たる児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者の合計数を※₂障害児の数の区分に応じて配置する」についての考え方を令和3年4月1日より以下のとおりとします。なお具体的な取扱いの例を資料2のとおり示します。</p> <p>※₁ その提供を行う時間帯を通じて 事業所の運営規程に記載されているサービス提供時間すべてではなく、利用者に対してサービス提供を行った実際の時間のことをいいます。そのため基準職員は実際のサービス提供開始時間からサービス提供終了時間までの配置が求められます。</p> <p>※₂ 障害児の数 実利用者の数（事業所の単位ごと）をいいます。</p> <p>基準職員のうち1人以上は常勤、基準職員の半数以上は児童指導員又は保育士について、※₁のとおり、利用者に対しサービスの提供を行った実際の時間帯を通じて基準職員の配置が求められるため、サービス提供を行う日ごとに常勤1人以上の配置及び基準職員の半数以上は児童指導員又は保育士である必要があります。</p> <p><u>利用者数に対し職員数がどの時間帯においても人員基準を満たしているか、事業所は確認する必要があります。必要に応じて（参考様式）勤務・利用者実績表（以下に様式データを掲載）を活用するなど確認を行い、市の実地指導や会計検査院による検査等の際に請求の根拠書類として提示できるようにしてください。また、資料2のように最低人数での運営を推奨しているわけではありません。記載のない取扱いは担当まで問い合わせください。</u></p> | |
| 根拠条文 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第1項、第5項及び第6項、第66条第1項、第5項及び第6項 | |
| 様式データの掲載先 | <p>（掲載先） ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 障害福祉サービス等事業者の皆様へ > 3. 指定・指導関係の様式 （URL） https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/welfare/jiritu/joho.html</p> | |

『付属資料』

資料2

○人員基準を満たすための職員の最低人数の例

黄色セル: 児童の利用時間
緑セル: 職員の勤務時間

事例1 当該日における障害児の数: 3人(全員が13時利用開始、18時利用終了)

| 定員 10人 | No | サービス提供時間/ 氏名 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
|-----------|----|-----------------|------|----|----|----|----|--|
| 利用者 | 1 | A | 黄色セル | | | | | |
| | 2 | B | | | | | | |
| | 3 | C | | | | | | |
| 職員 | 1 | AA(常勤・保育士) | 緑セル | | | | | |
| | 2 | BB(常勤・保育士) | | | | | | |

必要な基準職員数: 13時から18時までを通じて2人以上

事例2 当該日における障害児の数: 13人(利用開始、終了時間は以下のとおり)

| 定員 10人 | No | サービス提供時間/ 氏名 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
|-----------|----|-----------------|------|----|----|----|----|--|
| 利用者 | 1 | A | 黄色セル | | | | | |
| | 2 | B | | | | | | |
| | 3 | C | | | | | | |
| | 4 | D | | | | | | |
| | 5 | E | | | | | | |
| | 6 | F | | | | | | |
| | 7 | G | | | | | | |
| | 8 | H | | | | | | |
| | 9 | I | | | | | | |
| | 10 | J | | | | | | |
| | 11 | K | | | | | | |
| | 12 | L | | | | | | |
| | 13 | M | | | | | | |
| 職員 | 1 | AA(常勤・保育士) | 緑セル | | | | | |
| | 2 | BB(常勤・保育士) | | | | | | |
| | 3 | CC(非常勤・児童指導員) | | | | | | |

必要な基準職員数: 13時から2人以上、15時から18時までを通じて3人以上

事例3 当該日における障害児の数: 13人(利用開始、終了時間は以下のとおり)

| 定員 10人 | No | サービス提供時間/ 氏名 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
|-----------|-----|-----------------|------|------|----|----|----|--|
| 利用者 | 1 | A | 黄色セル | | | | | |
| | 2 | B | | | | | | |
| | 3 | C | | | | | | |
| | 4 | D | | | | | | |
| | 5 | E | | | | | | |
| | 利用者 | 6 | F | 黄色セル | | | | |
| | | 7 | G | | | | | |
| | | 8 | H | | | | | |
| | | 9 | I | | | | | |
| | | 10 | J | | | | | |
| | | 11 | K | | | | | |
| | | 12 | L | | | | | |
| | | 13 | M | | | | | |
| 職員 | 1 | AA(常勤・保育士) | 緑セル | | | | | |
| | 2 | BB(常勤・保育士) | | | | | | |
| | 3 | CC(非常勤・児童指導員) | | | | | | |

必要な基準職員数: 13時から2人以上、15時から16時までを通じて3人以上、16時から18時までを通じて2人以上

2 報酬

報酬に関する問い合わせが多い内容をまとめていますのでご確認ください。また、取扱いが現時点のものであるため、今後取扱いが変更となる場合があります。その際は、別途連絡します。

(1) 基本報酬における学校休業日

| | | |
|------|---|-----------------|
| サービス | 放課後等デイサービス | |
| 項目 | 大項目 | 報酬に関すること |
| | 小項目 | 基本報酬における休業日について |
| 考え方 | <p>障害児が通う学校等が以下の日の扱いとなる場合、個々の障害児の利用実態に応じて休業日の単価を算定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日） ・学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日） <p>ただし、学校が休業日でないにも関わらず、利用があった場合は、通常の報酬単価を算定します。</p> | |
| 根拠条文 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.1問69 ・平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（抄）問88 | |

(2) 延長支援加算

| | | |
|------|--|------------|
| サービス | 児童発達支援、放課後等デイサービス | |
| 項目 | 大項目 | 報酬に関すること |
| | 小項目 | 延長支援加算について |
| 考え方 | <p>延長時間帯においても、指定基準上置くべき従業者（直接支援員に限る）を1名以上配置することが求められており、ここでいう従業者は保育士、児童指導員、障害福祉サービス経験者（※ただし、障害福祉サービス経験者は令和3年4月1日から基準上置くべき従業者として認められなくなるため、延長支援時間帯の配置も認められません）といった基準職員であることが求められています。</p> <p>また、運営規程で定める営業時間から送迎のみを行う時間を除き8時間以上である場合に算定が可能としています。</p> | |
| 根拠条文 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24厚労告122号別表第1の12、別表第3の10） ・平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（抄）問103 | |

(3) 開所時間減算

| | | |
|------|--|---------------|
| サービス | 児童発達支援、放課後等デイサービス | |
| 項目 | 大項目 | 報酬に関すること |
| | 小項目 | 開所時間減算の算定について |
| 考え方 | <p>運営規程で定める営業時間から送迎のみを行う時間を除き、6時間未満の場合に、基本報酬に所定の割合を乗じた単位数を算定します。</p> <p>ただし、放課後等デイサービスのうち、授業終了後に支援を行う場合は、本減算の対象とはなりません。休業日に支援を行う場合で、6時間未満の場合に本減算の対象となります。</p> <p>例) 土曜日(学校休業日)の放課後等デイサービスにおいて 運営規程で定める営業時間：9時から16時まで 送迎のみを行う時間：(往路)9時から10時、(復路)15時から16時</p> <p>当事例では運営規程で定める営業時間から送迎のみを行う時間を除いた時間が5時間となるため、減算(基本報酬に100分の85を乗じる)を適用します。</p> | |
| 根拠条文 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24厚労告122号別表第1の1の注4、別表第3の1の注6) ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.1問71 ・平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(抄)問107 | |

(4) 関係機関連携加算

| | | |
|------|---|-----------------|
| サービス | 児童発達支援、放課後等デイサービス | |
| 項目 | 大項目 | 報酬に関すること |
| | 小項目 | 関係機関連携加算の要件について |
| 考え方 | <p>関係機関連携加算(Ⅱ)の要件である、「障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。」の文書について、サポートかけはしシートを活用いただくことも加算の要件とすることを可能としています。</p> | |
| 根拠条文 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24厚労告122号別表第1の12の2、別表3の10の2) ・令和2年11月20日付浜健障第1004号「『サポートかけはしシート』の運用のお願い」 | |

『付属資料』

令和2年11月20日付浜健障第1004号「『サポートかけはしシート』の運用のお願い」

浜 健 障 第 1004 号
令和 2 年 11 月 20 日

児童発達支援事業所各位

浜松市障害保健福祉課
課長 久保田 尚宏

『サポートかけはしシート』運用のお願い

日ごろ、本市の障害保健福祉施策につきまして、格別なるご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当課では、浜松市障がい者自立支援協議会『子ども専門部会』内での取り組みとして、教育委員会の協力の下、発達に課題のあるお子様に対する適切な支援をステージが変わっても切れ目なく引き継ぐこと、お子様の支援者同士が当シートを介してつながること、事業所共通の様式での引継ぎにより、引継ぎ内容の活用を図ることを目的に、平成 29 年度就学児より『サポートかけはしシート』の運用を行っております。例年、年末～翌年 3 月にかけて当シートの作成・引継ぎを行っていただいていることから本年度も改めて当シートの運用について通知いたします。

つきましては、当シートについて保護者の方にご案内いただき、同意のとれたお子様のシート作成・引継ぎのご協力をお願いいたします。

記

- 1 内 容 「サポートかけはしシート」の作成・引継ぎ
- 2 運用の流れ 「サポートかけはしシートの運用について」を参照
- 3 提出期限
 - ・シートリスト：令和 3 年 1 月 22 日（金）
 - ・シート写し：令和 3 年 3 月 31 日（水）
 - ※シート写しは、学校への引継ぎ後、個人情報を伏せた状態で提出。

【問い合わせ先】

〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2
浜松市障害保健福祉課 生活支援第 1 グループ
担当：鈴木（健）
TEL：053-457-2864 FAX：053-457-2630

サポートかけはしシートの運用について

1. 前提

○目的：『児のためのもの』の明確化

- ・学校生活において、児の不適応を未然に防止するための手立てとなるような資料とする。
- ・進級や進学において、児に必要な支援を引き継ぎ、継続できるようにする。
- ・シートを媒体として児の支援者が繋がり、連携を図ることとする。

2. 児童発達支援事業所での取扱について

○シートの活用方法

- ・就学時の引き継ぎを目的として共通様式を用い、関係機関連携加算に関連して使用できるものとする。
- ⇒<資料1>

○シートの作成・引継ぎ方法

(1) シートの作成

①保護者へシートを紹介 ⇒ (参考) <資料2>

②シートの記入

日々の支援をもとに具体的な記入をする。

③保護者への内容確認・同意

支援計画終了時等の面談で、保護者へ内容の確認・同意欄へサインをもらう。

※保護者の思いについては、保護者が直筆での記入が望ましい

(2) 対象児をリストへ入力し、障害保健福祉課宛に送付 ⇒<資料3>

(3) 障害保健福祉課から教育委員会を通して、受け取ったリストを各学校に送付

(4) 障害保健福祉課から事業所宛に、学校の窓口教諭・連絡先を入力したリストを送付

(5) 事業所から学校への引継ぎ

①障害保健福祉課からのリストの送付の連絡後、学校へアポイント

②事業所職員が学校へシートを持参し、教務主任やコーディネーターに引継ぎを実施

※シートの引継ぎの際に口頭でも引継ぎを行う

(6) 事業所で作成した全シートのコピーを、名前を伏せた状態で障害保健福祉課に提出

| 流れ | 時期 | 保護者 | 児童発達支援事業所 | 障害保健福祉課 | 教育委員会 | 各学校 |
|-----|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| (1) | 1月 末 | ○ ← シート → ○ | | | | |
| (2) | | | ○ → リスト → ○ | | | |
| (3) | 2月 上旬 | | | ○ → リスト → ○ | ○ → リスト → ○ | |
| (4) | | | ○ ← リスト → ○ | | | |
| (5) | 3月 上旬 | | ○ → シート → ○ | | | ○ |
| (6) | 3月 末 | | ○ → シート → ○ | | | |

児童発達支援の報酬に係る算定基準

<資料1>

報酬告示

(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基幹施設当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 H24.3.14厚生労働省告示第122号)

留意事項通知

(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基幹施設当通所支援に要する費用の額の算定に関する規定に伴う実施上の留意事項について H24.3.30障発0330(代)16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

イ 関係機関連携加算(Ⅰ) 200単位
 ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) 200単位

通所報酬告示第1の12の2の関係機関連携加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 関係機関連携加算(Ⅰ)を算定する場合
 - ア 障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、ウの会議の開催にとどまらず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。
 - イ 障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児は障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所との連携については加算の対象とはしないものであること。
 - ウ 児童発達支援計画に関する会議の開催に当たっては、当該障害児が通う関係機関が出席すること。また、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。
 - エ ウの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、児童発達支援計画に関係機関との連携の具体的な方法を記載し、児童発達支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。
 - オ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨及び児童発達支援計画に反映させるべき内容を記録すること。
 - カ 共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を配置していない場合には、算定できないこと。
- (二) 関係機関連携加算(Ⅱ)を算定する場合
 - ア 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。
 - イ 就学時の加算とは、小学校(義務教育が移行の前期課程を含む。)又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであること。
 - ウ 就職時の加算とは、企業または官公庁等での就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。
 - エ 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。
 - オ 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手方や取り合いの内容について記録をすること。

※各学校にシートを引き継いだタイミングで加算をつけて下さい(その日が属する月で請求)

サポートかけはしシートについて

『サポートかけはしシート』は、お子さんにとって適切な支援が、小学校へ入学後も切れ目なく引き継がれるための“かけはし”として、作成・使用されるものです。

シートには、それぞれの場面でのお子さんの現れとそれに対してどの様に支援したら効果的であったかという情報、お子さんを支援する機関の情報、保護者の方の思いなどが記載されます。

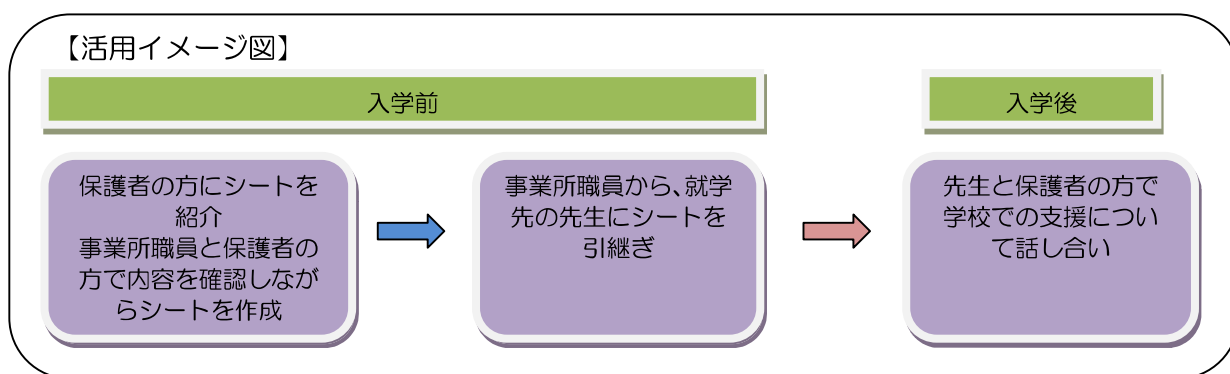
シートが小学校に引き継がれることで、支援者の間でお子さんの個性や特徴、適切な支援などについて共通理解が可能となり、入学後も、お子さんにとって適切な支援が切れ目なく提供されることにつながります。

併せて、これらは保護者の方の思いを踏まえて記載されるため、保護者の方と事業所職員、小学校の先生が思いを共有しながら、共にお子さんの成長を支えるためのツールともなります。

このシートは保護者の方の同意を得た上で作成され、入学前に児童発達支援事業所職員から就学先の小学校の先生に引き継がれ、以降小学校で保管されます。

入学後は、なるべく早い段階で、保護者の方と担任の先生の間でシートの情報に基づいて、小学校でのお子さんへの支援について話がなされます。

シートの情報を基に、『個別の教育支援計画（小学校でお子さんを支援するための個別の計画）』が作成される場合もありますので、その際には是非ご協力ください。



お子さんにとってよりよい支援が提供され、お子さんや保護者の方が安心して小学校生活を送るための“かけはし”となる様、是非『サポートかけはしシート』をご活用ください。

※同意が得られた児についてのみ、B-H列(赤枠・白セル内)に情報入力をお願いします。

<資料3>

| No. | 事業所 | | 対象児 | | 就学先 | | 就学先窓口 | | 引継ぎ実施 |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|----|-------|-----|-------|
| | 名称 | 担当者 | 氏名 | 生年月日 | 学校名 | 学級 | 担当者 | 連絡先 | |
| 1 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | |
| 21 | | | | | | | | | |
| 22 | | | | | | | | | |
| 23 | | | | | | | | | |
| 24 | | | | | | | | | |
| 25 | | | | | | | | | |
| 26 | | | | | | | | | |
| 27 | | | | | | | | | |
| 28 | | | | | | | | | |
| 29 | | | | | | | | | |
| 30 | | | | | | | | | |

過去、学校や学級が間違っていることが何件もあり、間違った情報が学校に届いてしまいました。
 (葛塚小学校→葛塚西小学校など)
 お手数ですが、保護者の方に確実に確認をとっていただき、提出をお願いします。
 提出期限：R3.1.22(金)

サポートかけはしシート

このシートはお子さんにとって適切な支援が切れ目なく引き継がれるために作成・使用されるものです。

| | | | |
|--------------|----------|----------------|----|
| (フリガナ) 氏名 | 生年 月日 | 年 月 日 (満 歳) | 性別 |
|--------------|----------|----------------|----|

支援のための基本情報（お子さんの強み、性格、伸ばしたいことなど）

伝えておきたい特性（ ）

| | | | | |
|------------------|-----------|---|----------|-----------|
| 支援 機関 | 通所サービス事業所 | ： | (時期： ～) | (連絡先： —) |
| | 相談支援事業所 | ： | (時期： ～) | (連絡先： —) |
| | 医療機関 | ： | (時期： ～) | (連絡先： —) |
| | その他 | ： | (時期： ～) | (連絡先： —) |

| | 良い点 できていること | 気になる点 苦手なこと | 配慮した点 上手くいったこと |
|-----|----------------|----------------|-------------------|
| 情緒 | | | |
| 生活 | | | |
| ことば | | | |
| 活動 | | | |
| 対人 | | | |
| 運動 | | | |

その他（上記以外に必要なことがあれば記入）

保護者の思い

今後への思い、学校の先生に伝えたいことなど・・・

本シートを就学先に提供することに同意します。

令和 年 月 日

記載責任者 _____

保護者氏名 _____

【記載例】サポートかけはしシート

このシートはお子さんにとって適切な支援が切れ目なく引き継がれるために作成・使用されるものです。

| | | | | | |
|-----------|---------------------|------|----------------------|----|---|
| (フリガナ) 氏名 | ハママツ コタロウ 浜松 虎太郎 | 生年月日 | 平成26年 4月20日 (満6歳) | 性別 | 男 |
|-----------|---------------------|------|----------------------|----|---|

支援のための基本情報（お子さんの強み、性格、伸ばしたいことなど）

人と関わることが好きで、人に優しくできます。粘り強さもあります。
主にスムーズに切り替えができるようになることを目指したいです。

伝えておきたい特性（混乱しやすく気持ちの切り替えが苦手、偏食がある、視覚優位）

| | | | | |
|-------------|-----------|---------------|-----------------|----------------|
| 支援機関 | 通所サービス事業所 | 児童発達支援事業所ももいろ | （時期：H29.4～R2.3） | （連絡先：△△△-△△△△） |
| | 相談支援事業所 | きみどり | （時期：H29.4～） | （連絡先：〇〇〇-〇〇〇〇） |
| | 医療機関 | みずいろクリニック | （時期：H28.12～） | （連絡先：□□□-□□□□） |
| | その他 | むらさき幼稚園 | （時期：H30.4～R3.3） | （連絡先：●●●-●●●●） |

| | 良い点 できていること | 気になる点 苦手なこと | 配慮した点 上手くいったこと |
|-----|-----------------------------|--|---|
| 情緒 | | 前日に伝えた予定と違うと、泣きながら怒りパニックを起こす。 | 当日に予定が変わる場合、1対1で予定の変更について話をすると、落ち着いて行動できることが多い。視覚的な支援が効果的なため、写真等を見せながら具体的に話をした。パニックを起こした際には、一人になれる場所を用意し個別の時間をとる、お気に入りの本を見せ気をそらすことで気持ちを切り替えさせることができた。 |
| 生活 | 時間がかかっても、身の回りのことは自分でやろうとする。 | 白米が苦手。他に食べられないものはほとんどないが、食が細い。 | 時間がかかってもできる限り見守り、できた時にはほめたことで、さらにやる気が高まった。 本人と食べる量を決める。白米を口に入れた時に褒めると食べられることが多い。 |
| ことば | | | |
| 活動 | | 場面の切り替えが苦手で混乱しやすい。 | 前日・当日朝に内容を予告し、何をするか写真で見せることで、予想をつきやすくしている。タイマーや砂時計を使い、場面の終わりを分かるようにしている。嫌いな活動の際は、最初のみ一緒に行うと活動に取り組める。 |
| 対人 | 周囲の大人に大きな声で挨拶ができる。 | | 大きな声で挨拶できた時には職員も笑顔で対応することで、より発信したい気持ちを高めることができ、同じクラスの児等、徐々に挨拶の対象が広がった。 |
| 運動 | | 手先の不器用さがあり、ボタンに着脱や、はさみで形を切る等の細かな作業に時間がかかる。 | 粘土等、手を使う遊びを積極的に取り入れた。職員が付き添い、具体的な手本を見せた。時間がかかってもできる限り見守り、できた時にはほめたことで、途中で興奮することが少なくなった。 |

その他（上記以外に必要なことがあれば記入）

H28.12月にみずいろクリニックを初診。自閉症スペクトラム障害と説明を受け、服薬を開始しています。幼稚園と併行して、毎週水曜日に児童発達支援事業所を利用しています。入学後は放課後等デイサービスももいろを利用します。

保護者の思い

今後への思い、学校の先生に伝えたいことなど・・・
新しい環境に慣れることができるかが心配。
小学校に上がっても、友達や先生との関わりを楽しみにしながら登校してもらいたい。

保護者に直接記載してもらおうことが望ましい

本シートを就学先に提供することに同意します。

| | |
|--|---------------------------------|
| 児童発達支援事業所ももいろ 中区元城町●×-口 記載責任者 静岡 康夫 | 令和3年1月20日 保護者氏名 浜松 直子 |
|--|---------------------------------|

(5) 定員超過利用減算

| | | |
|------|--|--------------|
| サービス | 児童発達支援、放課後等デイサービス | |
| 項目 | 大項目 | 報酬に関すること |
| | 小項目 | 定員超過利用減算について |
| 考え方 | <p>1日あたり及び過去3月間の利用実績に応じ、減算に該当するか確認する必要があります。</p> <p>特に、過去3月間の利用実績が減算に該当するか自動計算にて判定できる定員超過状況表を以下に掲載しておりますのでご活用ください。</p> <p>(掲載先) ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 障害福祉サービス等事業者の皆様へ > 3. 指定・指導関係の様式 (URL) https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/welfare/jiritu/joho.html</p> <p>また、具体的な事例は資料3のとおりです。</p> | |
| 根拠条文 | <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24厚労告122号別表第1の1の注3、別表第3の1の注5）</p> | |

『付属資料』

資料3

(確認1) 1日あたりの利用実績によるもの

| 定員 | 減算条件 | 減算対象 | 減算の事例 |
|-------|------------------------|--------------------|--|
| 50人以下 | 1日の障害児の数 > 利用定員 × 150% | 当該1日に利用のあったすべての利用者 | 利用定員10人 ある1日の利用実績: 16人 ⇒ 16人の基本報酬を減算して請求 |

(確認2) 過去3月間の利用実績によるもの

| 定員 | 減算条件 | 減算対象 | 減算の事例 |
|-------|------------------------------------|---------------------|--|
| 12人以上 | 過去3月間の利用者の延べ数 > 利用定員 × 開所日数 × 125% | 当該1月間に利用のあったすべての利用者 | 利用定員10人 1月から3月までの開所日数60日 840人(過去3月間の利用者延べ数) > 10人(利用定員) × 60日(開所日数) × 125% ⇒ 4月に利用のあった利用者の基本報酬を減算して請求 |
| 11人以下 | 過去3月間の利用者の延べ数 > (利用定員+3) × 開所日数 | | 利用定員10人 1月から3月までの開所日数60日 840人(過去3月間の利用者延べ数) > (10人(利用定員)+3) × 60日(開所日数) ⇒ 4月に利用のあった840人の基本報酬を減算して請求 |

※多機能型事業所においては、各サービスごとに上記と同様の考え方で減算を確認する

3 処遇改善加算

| | | |
|--------|--|---------------------------------|
| サービス | 共通（ただし、就労定着支援・自立生活援助・地域相談支援・計画相談支援・障害児相談支援を除く） | |
| 項 目 | 大項目 | 報酬に関すること |
| | 小項目 | 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算 |
| 考え方の方針 | <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る提出書類について、下記の不備が散見されましたので今後の作成の際ご注意ください。</p> <p>（１）計画書及び実績報告書の作成について 各様式の印刷範囲外の箇所（右側の欄外）には、作成にあたる注意点や作成するうえで入力が必要な箇所があるため必ず確認してください。</p> <p>（２）計画書において前年度と内容に変更がない場合の記載について 下記該当項目について、前年度と内容に変更がない場合に「変更なし」にチェックをするのみで、該当項目の内容について必要事項の記載がありませんでした。必要事項を記載したうえで、前年度に提出した内容と変更がない場合は「変更なし」にチェックを入れてください。 《該当項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2(4)賃金改善を行う賃金項目及び方法」 ・「3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>」 ・「4 職場環境等要件について」 ・「5 見える化要件について」 <p>※項目番号は令和2年度の計画書に合わせた表記です。</p> <p>（３）特定処遇改善加算のグループ分けについて 特定処遇改善加算で賃金改善を実施する職員のみではなく、事業所内（法人一括申請の場合は法人内）の全職員を、経験・技能のある障害福祉人材グループ、他の障害福祉人材グループ、その他の職種グループの3つにもれなく振り分けてください。</p> <p>（４）特定処遇改善加算の前年度の賃金総額と常勤換算職員数について 特定処遇改善加算の平均賃金改善額の算出に係る前年度の賃金総額と常勤換算職員数は、グループ毎に上記（３）で振り分けた全職員分について記載してください。特定処遇改善加算で賃金改善を実施する職員分のみを記載するものではありません。</p> | |
| その他 | 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う当該加算の取扱い変更については必ず国の通知等をご確認ください。 | |